

令和 7 年度

水中振動台計測用橋梁製作

仕様書

令和 8 年 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、三次元水中振動台の計測に用いるカメラ、センサー及び治具等を固定するための架台を製作するものである。

2. 品名及び数量

1) 品名及び数量

品 名	規格・形状寸法	単位	数量	備 考
水中振動台計測用 橋梁	詳細は別紙のとおり	式	1	

2) 水中振動台計測用橋梁は、純径間 9.8m 以上を有しており、桁下高 1.5m 程度と 3.0m 程度で変更ができる、2 本の計測用梁と 2 台の架台から構成されるものとする。水中振動台計測用橋梁は、計測用梁の中央付近に 20kg 程度の治具を設置した際に発生するたわみ量が 1mm 以下であること、水中振動台の稼働時に発生する最大 10gal 程度の振動及び水深 1.5m に水中振動台計測用橋梁を設置して 3cm 程度の水位変動が生じた際の作用による計測用梁中央の変位が 1mm 以下の性能を有するものとする。

3) 計測用梁は、1 本あたり長さ 12m 程度かつ重量 150kg 以下であり、収納時に長さ 6m 程度に分割することが可能で、耐食性の高い材質による構成もしくは防食性の高い塗装を行うものとする。また、調査職員と協議のうえ、想定されるカメラ、センサー及び治具等の配置に自在性を持たせ、かつ強固に固定ができるものとする。

4) 架台は、1 台あたり幅 1.0m、奥行き 1.0m、高さ 3.0m 程度の直方体型フレーム構造で、重量は 400kg 以下であり、耐食性の高い材質による構成もしくは防食性の高い塗装を行うものとする。また、側面のうちの一面において、総重量 20kg 程度のカメラ、センサー及び治具等を固定できる長さ 3.0m、断面の両辺 10cm のアルミフレームを、高さ 4.0m 以下の任意の位置で、強固に固定できるものとする。

2 本の計測用梁の設置にあたっては、桁下高 1.5m 程度と 3.0m 程度の位置において、計測用梁間の間隔が 800mm 以上の調整範囲において、並行に設置できるものとする。なお、計測用梁の固定にあたり、1 本あたり片側 2 箇所以上の固定点で強固に固定できるものとし、転倒に対して十分な安全性を有するように、1 台あたり 100kg 以上のカウンターウェイトを設置し、架台脚部は幅 2.0m 以上かつ奥行 1.6m 以上を確保するものとする。

架台の設置にあたっては、クレーン及びフォークリフトで安全に移動するための構造部分を有するとともに、床面からの振動を低減する機構及び架台の水平を確保するための調整機構を有しているものとする。

5) 納入方法については、調査職員の指示によるものとする。なお、据付、調整を含む納入に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

3. 納入場所

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

三次元水中振動台建屋

4. 納入期限

契約締結日より令和8年3月30日までとする。なお、工期は、土曜日、日曜日、祝日は休日として設定している。

5. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

6. その他

6-1 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、工期末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

6-2 完成図等

本業務における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果(以下「完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で2部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 提出書類
 - ① 仕様書(発注図面含む)
 - ② 設計書（一式）
 - ③ 納品図面
 - ④ その他必要な書類

6-3 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

6-4 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に調査職員の承諾を得るものとする。また、資機材の運搬にあたっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。

6-5 受注者は、業務において当所内で使用する電力、用水を無償で使用できるものとする。

6-6 製作及び設置等確認

(1) 製作及び設置にあたって事前に製作図を提出し、納入機器仕様書等、証明書類を調査職員に提出し、調査職員の確認を得るものとする。

(2) 本業務で使用する材料等は、事前に調査職員の確認を得るものとする。

また、工場検査を実施する際には、検査要領書を調査職員に提出し、確認を受けてから行うものとする。

6-7 機器の保証等

物件に瑕疵があるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて瑕疵の補修(数量の追加、他の良品との取替を含む。)を請求し、又はその瑕疵の補修に代えて若しくはその補修とともに損害の補償を請求することができることとし、その請求できる期間は所有権移転の日から1年とする。

以上

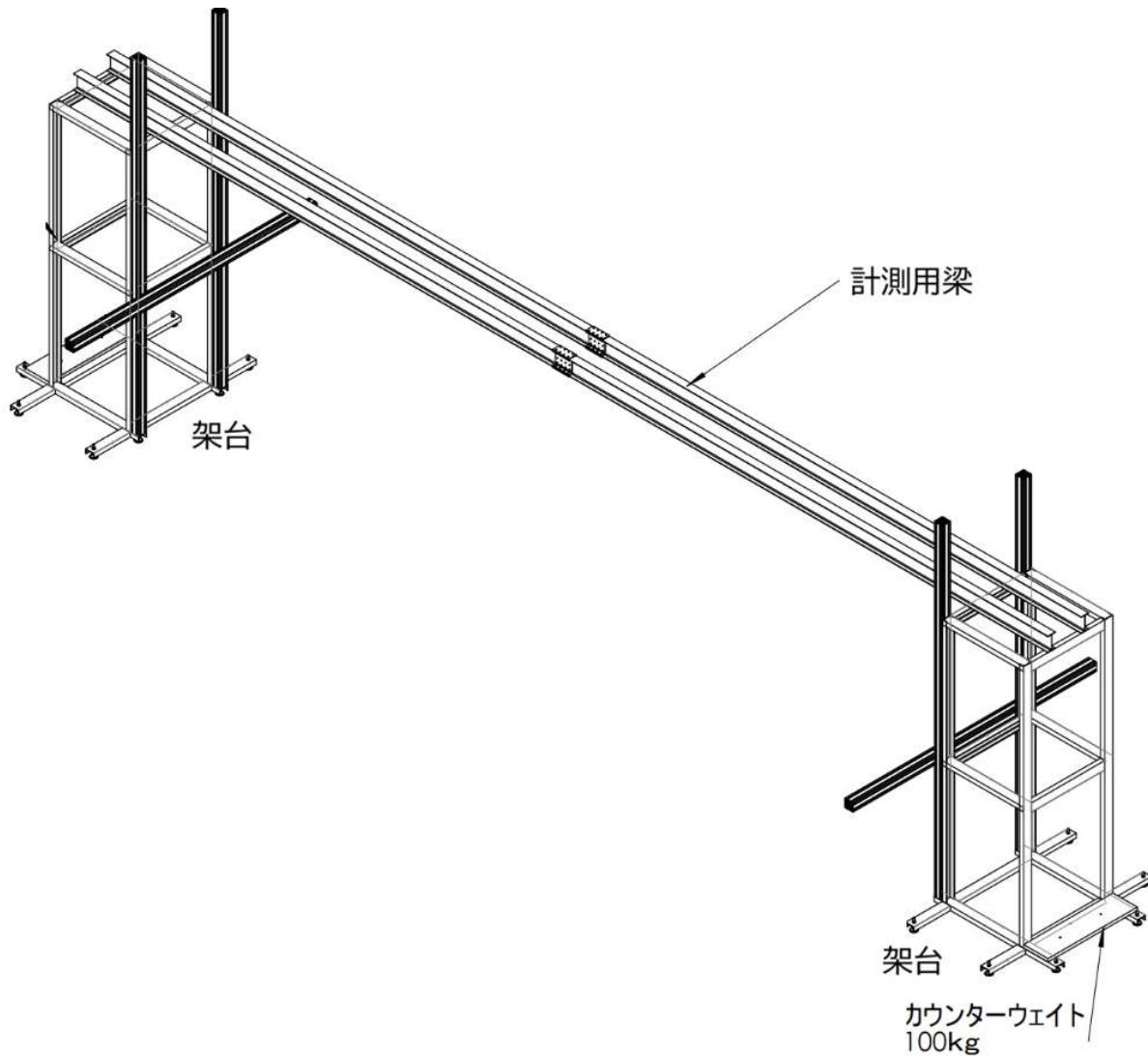


図 1 水中振動台計測用橋梁概略図